

# 千葉市子育て短期支援事業実施要綱

## 目 次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 短期入所生活援助（ショートステイ）事業（第5条－第17条）
- 第3章 夜間養護（トワイライトステイ）等事業（第18条－第30条）
- 第4章 緊急一時保護（第31条－第41条）
- 第5章 補則（第42条）
- 附 則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この事業は、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### （事業の種類）

第2条 子育て短期支援事業の種別は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）等事業及び緊急一時保護とする。

### （事業の趣旨）

第3条 この要綱において、短期入所生活援助（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病、就労、その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として実施する事業をいう。

2 この要綱において、夜間養護（トワイライトステイ）等事業とは、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合に、その児童を児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うことにより、これらの児童及びその家庭の生活の安定、児童の福祉の向上を図ることを目的として実施する事業をいう。

3 この要綱において、緊急一時保護とは、緊急一時的に保護を必要とする母子を母子生活支援施設において保護することにより、その当面の生活安定を図ることを目的として実施する事業をいう。

### （実施主体）

第4条 事業の実施主体は千葉市とする。

## 第2章 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

### （対象者）

第5条 この事業で対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する原則として18歳未満の児童とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病、その他の伝染性疾患を有し、他の入所児童に伝染する恐れがあると認められる児童。
- (2) 前号に掲げるほか、疾病のため医療機関で医療を受ける必要があると認められる児童。

(3) その他市長が第7条に規定する実施施設において養育することが困難であると認められる児童。

(利用の要件)

第6条 短期入所生活援助(ショートステイ)事業(以下「ショートステイ事業」という。)は、対象者の保護者が次の各号の一に該当する場合に利用することができるものとする。

- (1) 疾病、けが等の場合
- (2) 育児疲れ及び慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体若しくは精神的な事由による場合
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由による場合
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由による場合
- (5) その他市長が特に必要があると認める場合

(実施施設)

第7条 ショートステイ事業を実施する施設は、あらかじめ市長が委託契約を締結した児童福祉施設等(以下「実施施設」とする。

(利用期間)

第8条 利用の期間については、7日以内とする。ただし、市長が認めたときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用の申請等)

第9条 保護者は、ショートステイ事業を利用しようとするときは、子育て短期支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、別表第1の保護者区分に規定される生活保護世帯、市町村民税非課税世帯等は、そのことを明らかにする書類を添えるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、ショートステイ事業の利用の可否を決定したときは、子育て短期支援事業利用決定通知書(様式第2号)、または、子育て短期支援事業利用不承認通知書(様式第3号)により当該保護者にその旨通知するものとする。この場合において、市長は、利用の決定を行ったときは、子育て短期支援事業委託通知書(様式第4号)により実施施設に通知するものとする。

3 保護者は、ショートステイ事業の利用の内容を変更しようとするときは、市長に子育て短期支援事業利用変更・中止申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、子育て短期支援事業利用変更決定通知書(様式第6号)により当該保護者にその旨通知するものとする。この場合において、市長は、当該決定通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

5 第1項及び第3項に規定される申請は、特に緊急を要する場合にあっては、その手続きは事後であっても差し支えないものとする。

(児童の移送)

第10条 実施施設への児童の移送は、原則として、その保護者が行うものとする。

(保護の内容)

第11条 実施施設は、利用児童のうち乳児に対しては、毎日定時に授乳、食事、おむつの交換、日光浴、午睡等を行い、当該児童の健全な発育を保障し及び増進に努めるものとする。また、乳児を除く児童に対しては、食事及び居室の提供、児童の健康状態の観察等を行い、当該児童が心身ともにすこやかに育成するよう努めるものとする。

(利用の取消し)

第12条 市長は、保護者が次の各号の一に該当する場合は、第9条第2項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号に規定する利用の要件に該当しなくなったとき。

(2) 対象児童が児童福祉施設等へ入所措置されるとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

2 市長は、前号の規定により利用者の取り消しを決定したときは、子育て短期支援事業利用取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

（利用料等）

第13条 保護者は、別表第1に掲げる利用料（児童の養育に要する費用であって、保護者が利用期間に応じて負担するものをいう。）及び実施施設が利用期間中にやむを得ず支払った医療費等の経費の実費分を負担するものとする。

2 実施施設は、保護者から利用料を徴収し、自らの収入として収受できるものとする。

（利用料の減免）

第14条 市長は、対象者の保護者が次の各号に掲げる事由（以下「減免事由」という。）に該当すると認めるときは、利用料を減額又は免除することができる。

(1) 失業、疾病等により著しく所得が減少したとき。

(2) 天災その他不慮の災害等に被災したとき。

(3) その他特別の理由があるとき。

2 前項の規定により、利用料の減免を受けようとする保護者は、子育て短期支援事業利用料減免申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請理由を明らかにする書類を添えるものとする。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、利用料減免の可否を決定したときは、子育て短期支援事業利用料減免可否決定通知書（様式第18号）により、当該保護者にその旨通知するものとする。この場合において、市長は、減免承認の決定を行ったときは、当該通知書の写しにより実施施設に通知するものとする。

（終了報告及び委託料の請求）

第15条 実施施設は、利用期間が終了したときは、子育て短期支援事業利用終了報告書（様式第8号）及び子育て短期支援事業委託料請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（委託料の支払い）

第16条 市長は、前条の規定による終了報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、別表第4に掲げる委託料を支払うものとする。

（帳簿の備付等）

第17条 実施施設は、関係書類を整備し、保存するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 入所中の児童の生活状況を明らかにした記録。

(2) 入所に係る収入及び支出を明らかにした記録。

### 第3章 夜間養護（トワイライトステイ）等事業

（対象者）

第18条 この事業で対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する原則として2歳以上18歳未満の児童とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病、その他の伝染性疾患を有し、他の入所児童に伝染する恐れがあると認められる児童。
- (2) 前号に掲げるほか、疾病のため医療機関で医療を受ける必要があると認められる児童。
- (3) その他市長が第20条に規定する実施施設において養育することが困難であると認められる児童。

（利用の要件）

第19条 夜間養護（トワイライトステイ）等事業（以下「トワイライトステイ事業」という。）は、対象者の保護者が次の各号の一の事由により、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、対象者についての生活指導及び家事等が十分にできない場合に利用することができるものとする。

- (1) 通常業務が夜間又は休日におよぶとき。
- (2) 恒常的に夜間又は休日に残業があるとき。
- (3) 恒常的に夕方から夜間又は休日におよび通院をする場合があるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

（実施施設）

第20条 トワイライトステイ事業を実施する施設は、あらかじめ市長が委託契約を締結した児童福祉施設等（以下「実施施設」とする。

（実施時間等）

第21条 トワイライトステイ事業の実施時間は原則として午後10時までとし、必要と認めたときは翌朝までとする。

2 トワイライトステイ事業のうち、休日預かりの実施日は次に掲げる日とし、実施時間は原則として、午前8時30分から午後5時までとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日）。ただし、実施施設のうちあらかじめ締結した委託契約において休日預かりの実施日として規定している施設に限る。

3 トワイライトステイ事業を利用できる日は、原則として保護者の仕事が休みの日を除くものとする。

4 トワイライトステイ事業の利用期間は、原則として月単位、年度毎とする。

（利用の申請等）

第22条 保護者は、トワイライトステイ事業を利用しようとするときは、子育て短期支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第19条（1）及び（2）の該当として申請する者は、その旨を証明する書類を、別表第2・第3の保護者区分に規定される生活保護世帯、市町村民税非課税世帯等は、そのことを明らかにする書類を添えるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、トワイライトステイ事業の利用の可否を決定したときは、子育て短期支援事業利用決定通知書（様式第2号）、または、子育て短期支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により当該保護者にその旨通知するものとする。この場合において、市長は、利用の決定を行ったときは、子育て短期支援事業委託通知書（様式第4号）により実施施設に通知するものとする。

3 保護者は、トワイライトステイ事業の利用の内容を変更しようとするときは、市長に子育て短期支援事業利用変更・中止申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、子育て短期支援事業利用変更決定通知書（様式第6号）により当該保護者にその旨通知するものとする。この場合において、市長は、当該決定通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

5 第1項及び第3項に規定される申請は、特に緊急を要する場合にあっては、その手続きは事後であっても差し支えないものとする。

(通所)

第23条 実施施設へは、原則として児童自身が通所するものとする。

2 実施施設からの帰宅については、原則として保護者同伴とする。

(保護の内容)

第24条 実施施設は、利用児童に対して、食事及び居室の提供、児童の健康状態の観察等を行い、当該児童が心身ともにすこやかに育成するよう努めるものとする。

(利用の取消し)

第25条 市長は、保護者が次の各号の一に該当する場合は、第22条第2項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第19条各号に規定する利用の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象児童が児童福祉施設等へ入所措置されるとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

2 市長は、前号の規定により利用者の取り消しを決定したときは、子育て短期支援事業利用取消通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

(利用料等)

第26条 保護者は、別表第2・第3に掲げる利用料(児童の養育に要する費用であって、保護者が利用期間に応じて負担するものをいう。)及び実施施設が利用期間中にやむを得ず支払った医療費等の経費の実費分を負担するものとする。

2 実施施設は、保護者から利用料を徴収し、自らの収入として収受できるものとする。

(利用料の減免)

第27条 市長は、対象者の保護者が次の各号に掲げる事由(以下「減免事由」という。)に該当すると認めるときは、利用料を減額又は免除することができる。

- (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少したとき。
- (2) 天災その他不慮の災害等に被災したとき。
- (3) その他特別の理由があるとき。

2 前項の規定により、利用料の減免を受けようとする保護者は、子育て短期支援事業利用料減免申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。この場合において、申請理由を明らかにする書類を添えるものとする。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、利用料減免の可否を決定したときは、子育て短期支援事業利用料減免可否決定通知書(様式第18号)により、当該保護者にその旨通知するものとする。この場合において、市長は、減免承認の決定を行ったときは、当該通知書の写しにより実施施設に通知するものとする。

(終了報告及び委託料の請求)

第28条 実施施設は、利用期間が終了したときは、子育て短期支援事業利用終了報告書(様式第8号)及び子育て短期支援事業委託料請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第29条 市長は、前条の規定による報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、別表第5・第6に掲げる委託料を支払うものとする。

(帳簿の備付等)

第30条 実施施設は、関係書類を整備し、保存するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 入所中の児童の生活状況を明らかにした記録。
- (2) 入所に係る収入及び支出を明らかにした記録。

#### 第4章 緊急一時保護

(対象者)

第31条 緊急一時保護の利用対象者は、本市内に住所を有する母子とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の要件)

第32条 緊急一時保護は、次の各号の一に該当する場合に利用することができるものとする。

- (1) 母子が夫の暴力により緊急的に保護を必要とするとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(実施施設)

第33条 緊急一時保護を実施する施設は、あらかじめ市長が指定した母子生活支援施設(以下「実施施設」とする。

(利用期間)

第34条 利用の期間については、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用申請)

第35条 母子は、緊急一時保護を利用しようとするときは、母子緊急一時保護利用申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、緊急一時保護の利用の可否を決定したときは、母子緊急一時保護利用決定通知書(様式第11号)又は母子緊急一時保護利用却下通知書(様式第12号)により当該母子にその旨通知するものとする。この場合において、市長は、利用の決定を行ったときは、母子緊急一時保護依頼書(様式第13号)により実施施設に通知するものとする。

(保護の内容)

第36条 実施施設は、母子に対して、居室の提供、寝具その他の生活用品の貸与・支給、職員による相談及び助言等により保護を行うものとする。

- 2 母子保護の実施にあたり、困窮の状況に応じて別表第7に掲げる範囲内で緊急一時保護応急援護資金を支給することができる。

(利用の取消し)

第37条 市長は、母子が次の各号の一に該当する場合は、第35条第2項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第32条に規定する利用の要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 第33条に規定する実施施設の管理運営に支障となる行為を行う等、利用を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前号の規定により利用者の取り消しを決定したときは、母子緊急一時保護利用取消通知書(様式第14号)により、申請者に通知するものとする。

(利用料)

第38条 緊急一時保護施設の利用は無料とする。

(終了報告)

第39条 実施施設は、利用期間が終了したときは、母子緊急一時保護終了報告書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

（委託料等）

第40条 緊急一時保護委託料は、別表第8に定めるものとする。

2 実施施設は、利用期間が終了したときは、母子緊急一時保護委託料請求書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、実施施設に対し支払うものとする。

（帳簿の備付等）

第41条 実施施設は、関係書類を整備し、保存するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 入所中の母子の指導経過を明らかにした記録。

(2) 入所中に要した費用を明らかにした記録。

## 第5章 補則

（補則）

第42条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第4号の改正規定は、同年3月15日から施行する。

2 改正後の千葉市子育て短期支援事業実施要綱別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の規定は、平成19年4月1日以後の利用に係る利用料及び委託料について適用し、同日前の利用に係る利用料及び委託料については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



別表第1 ショートステイ事業 利用料

事業名	単位	保護者の区分	養育に係る費用	
			2歳未満児 慢性疾患児	2歳以上児
ショートステイ	1日	生活保護世帯	0円	0円
		市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
		その他の世帯	5,350円	2,750円

備考(1) 生活保護世帯には、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

(2) 市町村民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

(3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

別表第2 トワイライトステイ事業 利用料

事業名	単位	保護者の区分	養育に係る費用	
			午後10時まで	宿泊 (左記の額に加算)
トワイライトステイ	1日 (宿泊の場合は 1回)	生活保護世帯	0円	0円
		市町村民税非課税世帯	300円	300円
		その他の世帯	750円	750円

備考(1) 生活保護世帯には、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

(2) 市町村民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

(3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

別表第3 休日預かり 利用料

事業名	単位	保護者の区分	養育に係る費用
休日預かり	1日	生活保護世帯	0円
		市町村民税非課税世帯	350円
		その他の世帯	1,350円

備考(1) 生活保護世帯には、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

(2) 市町村民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

(3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

別表第4 ショートステイ 委託料

事業名	単位	保護者の区分	委託に係る費用	
			2歳未満児 慢性疾患児	2歳以上児
ショートステイ	1日	生活保護世帯	10,700円	5,500円
		市町村民税非課税世帯	9,600円	4,500円
		その他の世帯	5,350円	2,750円

備考(1) 生活保護世帯には、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

(2) 市町村民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

(3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

別表第5 トワイライトステイ 委託料

事業名	単位	保護者の区分	委託に係る費用	
			午後10時まで	宿泊 (左記の額に加算)
トワイライト ステイ	1日 (宿泊の 場合は1回)	生活保護世帯	1,500円	1,500円
		市町村民税非課税世帯	1,200円	1,200円
		その他の世帯	750円	750円

備考(1) 生活保護世帯には、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

(2) 市町村民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

(3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

別表第6 休日預かり 委託料

事業名	単位	保護者の区分	委託に係る費用
休日預かり	1日	生活保護世帯	2,700円
		市町村民税非課税世帯	2,350円
		その他の世帯	1,350円

備考(1) 生活保護世帯には、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

(2) 市町村民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

(3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

別表第7 緊急一時保護応急援護資金支給限度額

区 分	支 給 額
緊急生活資金	初日 1人 5,000円
	2日目以降 1人 1,000円
応急的医療費	実 費
移 送 費	実 費

備考 移送費については、母子の移送に関わる費用とする。

別表第8 緊急一時保護委託料

区 分	委託に係る費用
2歳未満児 慢性疾患児	1日 8,630円
2歳以上児	1日 4,720円
緊急一時保護の母親	1日 1,200円

子育て短期支援事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

※世帯類型欄、生活保護受給欄、市町村民税課税状況欄、申請理由欄は、該当する□にレ印を付けてください。

世帯構成 (利用を希望する児童に○印を記入)	フリガナ氏名	続柄 (対象児童から見て)	性別	生年月日	年齢	勤務先名・学校名等		
	申請者							
住所		千葉市 区						
		建物名・部屋番号等						
電話番号		(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —						
電子メールアドレス								
緊急連絡先 (上記電話番号以外の連絡先を記入)		連絡先①		電話番号	— —			
		連絡先②		電話番号	— —			
世帯類型		<input type="checkbox"/> 母子家庭 <input type="checkbox"/> 父子家庭 <input type="checkbox"/> 父母以外の養育者家庭 <input type="checkbox"/> その他の家庭						
生活保護受給		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		市町村民税課税状況		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税		
申請理由	ショートステイ	<input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 育児疲れ・育児不安 <input type="checkbox"/> 慢性疾患児の看病疲れ <input type="checkbox"/> 出産看護 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> 転勤・引越 <input type="checkbox"/> 出張 <input type="checkbox"/> 学校等の公的行事 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	トワイライトステイ	<input type="checkbox"/> 夜間就業 <input type="checkbox"/> 夜間の通院 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	休日預かり	<input type="checkbox"/> 休日就業 <input type="checkbox"/> 休日の通院 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
利用期間 及び希望施設	利用区分 (○印を記入)	利用期間				希望施設 (○印を記入)		
	シ・ト・ト泊・休日	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分 (日間)	エ・ほ・房・千・旭			
	シ・ト・ト泊・休日	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分 (日間)	エ・ほ・房・千・旭			
	シ・ト・ト泊・休日	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分 (日間)	エ・ほ・房・千・旭			
	シ・ト・ト泊・休日	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分 (日間)	エ・ほ・房・千・旭			
同意書								
<p>本制度の利用にあたって、事務処理に必要な範囲内で、私の住民登録関係情報、市民税に係る課税状況、生活保護受給の有無について、千葉市が保有する公簿等により確認することに同意します。</p> <p>氏名(生計を同一にする、児童の保護者及び15歳以上の同居人全員) ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p>								
ふりがな氏名		(※)			ふりがな氏名		(※)	
個人番号※					個人番号※			
ふりがな氏名		(※)			ふりがな氏名		(※)	
個人番号※					個人番号※			
<p>※個人番号は、1～6月の申請については、前年の1月2日以降、7月～12月の申請については、同年の1月2日以降に千葉市に転入された方のみ記入してください。</p> <p>※なお、同意をいただいた場合であっても、当該書類等の提出をお願いすることがあります。</p>								
備考								

※市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯、母子・父子家庭、父母以外の養育者家庭世帯の方は証明する書類を添付してください。

子育て短期支援事業利用決定通知書

第 号  
年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長

下記のとおり、利用の決定をしましたので通知します。

対象児童	氏 名		性 別	生年月日	年 齢
			男 ・ 女	・ ・	
			男 ・ 女	・ ・	
			男 ・ 女	・ ・	
			男 ・ 女	・ ・	
利用期間及び利用決定施設	利用区分	利用期間			利用決定施設
		年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分 ( 日間)			
		年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分 ( 日間)			
		年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分 ( 日間)			
		年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分 ( 日間)			
利用料	利用単価		利用日数		
	<input type="checkbox"/> ショートステイ	_____ 円 (1日) ×	日 =	_____ 円	
	<input type="checkbox"/> トワイライトステイ	_____ 円 (1日) ×	日 =	_____ 円	
	<input type="checkbox"/> トワイライトステイ	_____ 円 (1泊) ×	泊 =	_____ 円	
	<input type="checkbox"/> 休日預かり	_____ 円 (1日) ×	日 =	_____ 円	
利用料合計		_____ 円 × 対象児童	_____ 人 =	合計金額 _____ 円	
<p>1 この決定通知書は、施設利用の際に提出願います。なお、保険証の写しと着替え等も持参してください。</p> <p>2 利用料金は、利用の最終日に直接施設へお支払いください。</p> <p>3 施設への送迎は、利用決定時間を遵守してください。</p> <p>4 この決定通知書の記載内容に変更が生じた場合は、「子育て短期支援事業利用変更・中止申請書（様式第5号）」を速やかに提出してください。</p>					

## 子育て短期支援事業利用不承認通知書

第 号  
年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長

下記の理由により不承認となりましたので通知します。

対象児童	氏 名	性 別	生年月日	年齢
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
不承認の理由				

子育て短期支援事業委託通知書

第 号  
年 月 日

〒  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様  
電 話 \_\_\_\_\_

千葉市長

下記のとおり、利用の決定をいたしましたので通知します。

対象児童	フリ 氏 名		性別	生年月日	年齢
			男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	
申請者 (保護者)	フリ 氏 名				
	住 所				
	連絡先	電話番号			
		電子メールアドレス			
		緊急連絡先	連絡先①		電話番号
	連絡先②			電話番号	- -
	世帯類型		<input type="checkbox"/> 母子家庭 <input type="checkbox"/> 父子家庭 <input type="checkbox"/> 父母以外の養育者家庭 <input type="checkbox"/> その他の家庭		
生活保護受給		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	市町村民税課税状況	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	
申請理由	ショートステイ	<input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 育児疲れ・育児不安 <input type="checkbox"/> 慢性疾患児の看病疲れ <input type="checkbox"/> 出産看護 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> 転勤・引越 <input type="checkbox"/> 出張 <input type="checkbox"/> 学校等の公的行事 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	トワイライトステイ	<input type="checkbox"/> 夜間就業 <input type="checkbox"/> 夜間の通院 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	休日預かり	<input type="checkbox"/> 休日就業 <input type="checkbox"/> 休日の通院 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
利用期間					
施設					
利用料			利用単価	利用日数	
	<input type="checkbox"/> ショートステイ	_____ 円	(1日) ×	日 =	_____ 円
	<input type="checkbox"/> トワイライトステイ	_____ 円	(1日) ×	日 =	_____ 円
	<input type="checkbox"/> トワイライトステイ	_____ 円	(1泊) ×	泊 =	_____ 円
	<input type="checkbox"/> 休日預かり	_____ 円	(1日) ×	日 =	_____ 円
利用料合計		_____ 円 × 対象児童	_____ 人 =	合計金額	_____ 円

子育て短期支援事業利用変更・中止申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

下記のとおり、利用内容の変更・中止をしたいので申し込みます。

対象児童	フリ ガナ 氏 名	性 別	生年月日	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
(保護者) 申請者	氏 名			
	住 所			
	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —		
利用決定施設				
変更内容	変 更 前		変 更 後	
変更理由				
同 意 書				
<p>本制度の利用にあたって、事務処理に必要な範囲内で、私の住民登録関係情報、市民税に係る課税状況、生活保護受給の有無について、千葉市が保有する公簿等により確認することに同意します。</p> <p>氏名（生計を同一にする、児童の保護者及び15歳以上の同居人全員）※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p>				
フリガナ 氏名	(※)	フリガナ 氏名	(※)	
個人番号※		個人番号※		
フリガナ 氏名	(※)	フリガナ 氏名	(※)	
個人番号※		個人番号※		
<p>※個人番号は、1～6月の申請については、前年の1月2日以降、7月～12月の申請については、同年の1月2日以降に千葉市に転入された方のみ記入してください。</p> <p>※なお、同意をいただいた場合であっても、当該書類等の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯、母子・父子家庭、父母以外の養育者家庭世帯になった方は証明する書類を添付してください。</p>				



子育て短期支援事業利用変更決定通知書

第 号  
年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長

電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり、利用内容を変更・中止しましたので通知します。

対象児童	氏 名	性 別	生年月日	年 齢
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後	
変 更 理 由				

- 1 この決定通知書は、施設利用の際に提出願います。なお、保険証の写しと着替え等も持参してください。
- 2 利用料金は、利用の最終日に直接施設へお支払いください。
- 3 この変更決定通知書の記載内容に変更が生じた場合は、「子育て短期支援事業利用変更・中止申請書（様式第5号）」を速やかに提出してください。

子育て短期支援事業利用取消通知書

第 号  
年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長

下記の理由により利用を取り消すことに決定しましたので通知します。

対象児童	氏 名	性 別	生年月日	年齢
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
理 由				



子育て短期支援事業委託料請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長  
次のとおり請求します。

住 所 \_\_\_\_\_

法 人 名 \_\_\_\_\_

施設長名・里親名 \_\_\_\_\_ ㊟

請求金額  ¥                         円

ただし、子育て短期支援事業 年 月分として

ショートステイ				
内 訳	< 2歳未満児 >			
	生活保護世帯・ひとり親家庭で非課税世帯	円×	日＝	円
	非課税世帯・ひとり親家庭で課税世帯	円×	日＝	円
	その他の世帯	円×	日＝	円
	< 2歳以上児 >			
	生活保護世帯・ひとり親家庭で非課税世帯	円×	日＝	円
	非課税世帯・ひとり親家庭で課税世帯	円×	日＝	円
	その他の世帯	円×	日＝	円
	小 計			円
トワイライトステイ				
内 訳	生活保護世帯・ひとり親家庭で非課税世帯	円×	日＝	円
	非課税世帯・ひとり親家庭で課税世帯	円×	日＝	円
	その他の世帯	円×	日＝	円
	小 計			円
トワイライトステイ (宿泊)				
内 訳	生活保護世帯・ひとり親家庭で非課税世帯	円×	泊＝	円
	非課税世帯・ひとり親家庭で課税世帯	円×	泊＝	円
	その他の世帯	円×	泊＝	円
	小 計			円
休日預かり				
内 訳	生活保護世帯・ひとり親家庭で非課税世帯	円×	日＝	円
	非課税世帯・ひとり親家庭で課税世帯	円×	日＝	円
	その他の世帯	円×	日＝	円
	小 計			円
合 計				円

※ 請求は、月末締めとし、翌月の15日までをお願いします。

※利用料の領収書の写しを添付してください。

母子緊急一時保護利用申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者現住所 \_\_\_\_\_

日中連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

母子緊急一保護を利用したいので、次のとおり申請します。

世帯構成 (利用を希望する者について○印をしてください。)	氏名 (性別)		続柄 (申請者から見て)	生年月日	勤務先名・学校名等	
	○	/	( )	本人	・ ・	
			( )		・ ・	
			( )		・ ・	
			( )		・ ・	
			( )		・ ・	
住民票の住所等	住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ (記入不要) <input type="checkbox"/> 現住所と異なる (以下に記入)				
	電話番号					
申請の理由						
健康状況	母親	1 異常なし	2 その他 ( )			
	児童	1 異常なし	2 その他 ( )			
		1 異常なし	2 その他 ( )			

※ 「住民票の住所等」は、現住所と異なる場合のみ記入してください。

## 母子緊急一時保護利用決定通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長



年 月 日付けで申請のありました母子緊急一時保護事業について、下記のとおり利用の決定をしたので通知します。

対象者名	母親	
	児童	
利用決定施設	所在	
	名称	
利用決定期間		
利用決定理由		

- 1 この決定通知書は、施設利用の際に提出願います。
- 2 施設利用の際は、施設長の指示に従ってください。また、対象者以外の者を宿泊させたり、施設の秩序や風紀を乱すような行為をした場合、利用が取り消されることがあります。

## 母子緊急一時保護利用却下通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長



年 月 日付けで申請のありました母子緊急一時保護について、下記の理由により却下したので通知します。

対 象 者 名	母 親	
	児 童	
	名 称	
却 下 理 由		

## 母子緊急一時保護依頼書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 施設名 \_\_\_\_\_  
 施設長名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長



年 月 日付けで申請のありました母子緊急一時保護事業について、下記のとおり利用の決定をしたので保護を依頼します。

対 象 者 名	母 親	
	児 童	
利用決定施設	所 在	
	名 称	
利用決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
利用決定理由		
対 象 者 の 住 所 等	住 所	
	連絡先電話番号	
	連絡先電子メールアドレス	@



母子緊急一時保護利用取消通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

千葉市長



下記の理由により利用を取り消すことに決定しましたので通知します。

対 象 者 名	母 親	
	児 童	
名 称		
理 由		

## 母子緊急一時保護終了報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

施設名

施設長名

印

次のとおり、母子緊急一時保護を終了したので報告します。

対象者名 利用期間	対象者		利用期間	
	母親		年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)	
対象者名 利用期間	児童		年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)	
			年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)	
入所利用中の 概要				
備考				

母子緊急一時保護委託料請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所  
法 人 名  
施 設 名  
施設長名

印

次のとおり請求します。

請求金額      ¥ \_\_\_\_\_ 円

ただし、下記母子緊急一時保護委託料として

対象者名 利用期間	対象者		利用期間	
	母 親		年 月 日～	年 月 日 ( 日間)
児 童		年 月 日～	年 月 日 ( 日間)	
		年 月 日～	年 月 日 ( 日間)	
内 訳	①緊急一時保護委託料			
	2歳未満児・慢性疾患児 のべ	人日×8,630円	=	_____円
	2歳以上児 のべ	人日×4,720円	=	_____円
	母親 のべ	人日×1,200円	=	_____円
		①の合計		_____円
備 考	②緊急一時保護応急援護資金支給額			
	緊急生活資金	_____円		
	応急的医療費	_____円		
	移送費	_____円		

※ ②緊急一時保護応急援護資金支給額の請求については、支給額の内容を証する書類(領収書の写し等)を添付してください。

様式外

子育て短期支援事業（夜間養護・休日預かり）就労証明書

平成 年 月 日

（あて先）千葉県市長

所在地 \_\_\_\_\_

（事業主）事業所 \_\_\_\_\_ 印

代表者 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_（ ）

連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

下記のものは、次のとおり就労していることを証明します。

住 所	
氏 名	
就 労 年 月 日	平成 年 月 日 より勤務
就 労 場 所	TEL ( )
恒常的な 就労時間	午（前・後） 時 分から 午（前・後） 時 分まで
契 約 状 況	1ヶ月あたり 日就労（就労曜日 月・火・水・木・金・土・日）
	祝日勤務の有無 有 ・ 無
仕 事 の 内 容	

\*契約状況の就労日数につきましては、就労する曜日に○をつけてください。

様式第 17 号

子育て短期支援事業利用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

利用料について減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

対象児童	氏 名	性 別	生年月日	年 齢
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
		男 ・ 女	・ ・	
申請者 (保護者)	氏 名			
	住 所	千葉市 区		
	電話番号	— —		
利用施設				
利用区分	<input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> トワイライトステイ <input type="checkbox"/> 休日預かり			
利用期間	・ 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分 (ショート 日間) ・ ・			
申請理由				
備考				

※ 申請理由を証する書類を添付してください。

子育て短期支援事業利用料減免可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉市長

印

年 月 日付で申請のあった子育て短期支援事業利用料減額・免除については、次のとおり決定したので通知します。

対象児童	氏名		性別	生年月日	年齢
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
利用施設					
利用区分	<input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> トワイライトステイ <input type="checkbox"/> 休日預かり				
減額・免除の可否	承認	利用期間			
		減免後利用料	円		
		承認の理由			
	却下	却下の理由			
備考					